



北緯
40度の町

町のイメージキャラクター「かけるくん」

広報

にあ

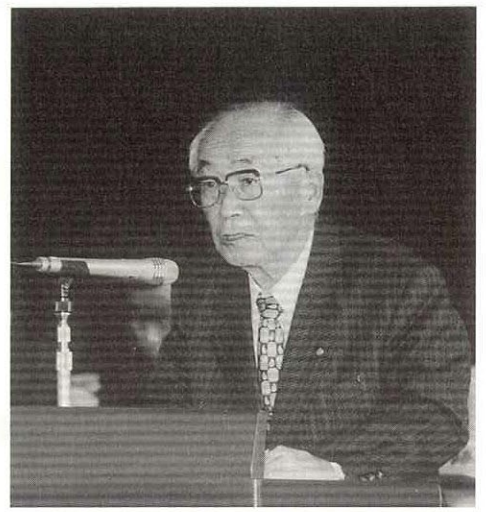
新たな 旅立ち

スキートの複合競技で、日本の高校生として初めてのワールドカップを転戦、世界ジュニア選手権四位、国体二連覇など、次々と快挙を成し遂げた高橋大斗選手。
四月からは北海道の大学に進学。新たな夢と可能性に向かって旅立ちました。（写真 三月二十七日開催された、ワールドカップ出場と国体二連覇達成を祝う会）

1999

4月

No. 442



ライセンサー建設へ

三月定例議会が三月九日から十九日までの十一日の会期で開催されました。

定例会では、平成十年度の一般、特別会計の補正予算、平成十一年度の一般、特別会計予算など二十八議案が審議され、原案どおり可決されました。審議に先立ち、今井町長から施政方針が述べられましたので、その概要をお知らせします。

開発基本計画

平成十一年度は現行「過疎地域活性化特別措置法」が適用される最後の年となっており、新たな「過疎対策法」の成立に向けて強力な運動を展開しなければならぬと考えております。

また、町の過疎地域活性化計画が終了するとともに、開発基本計画の前期五カ年計画も終了することから、十二年度からの計画策定作業に取りかかってまいりたいと存じます。

ご承知のとおり、地方の財政は、年々厳しさを増す財政事情でございますが、真に住民が求める施策の実現のため職員の英知を結集し、計画策定に当たってまいりたいと存じます。

宅地分譲

依然として過疎化が進行する当町において、定住対策は緊急の課題であります。阿仁合地

区と大阿仁地区の二カ所の町有地を宅地分譲することにいたしました。新年度早々、区画調査を実施し、その後、側溝等の整備、造成を行い分譲開始の予定でございます。

内陸線十周年

平成元年四月一日に全線開業した秋田内陸線は、今年十周年を迎えることになりました。沿線町村の過疎化と少子化の影響により年々乗客人員が減少し会社経営は厳しい状況が続いておりますが、十周年を迎えるに当たっては沿線町村と共に記念誌の発行準備を進めており、五月には当町を会場に記念式典を予定しているところでございます。

また、十周年を機に乗車促進を図るため、沿線の温泉施設等とタイアップした乗車運賃の割引を検討しており、運輸省への届出等、手続きを進めながら実施する予定でございます。

役場庁舎建設

新年度は、外溝工事、車庫建設工事、旧古河林業事務所改修工事など、事業費一億一千七百九十四万二千円及び庁舎備品二千六百五十万円の発注を予定しており、継続している本体工事と併せ八月末の完成予定でございます。

情報公開

広く外部からの意見を求めるため情報公開制度審議会を設置し、九月定例会で条例化、平成十二年一月施行の予定で計画・準備を進めているところでございます。情報公開に対応するには、文書の管理が重要なウエイトを占めることとなりますので、文書管理方式の合理化を並行して進めてまいりたいと存じます。

リサイクル

平成十二年四月から本格実施されますリサイクルについて申し上げます。容器包装に係る分別収集及再商品化の促進に関する法律というその名称のとおり、あくまでも商品が入っていたものが前提で、市町村がそれらを分別収集する責任を有し、事業者は市町村が適切に分別収集し

た容器包装廃棄物を再商品化（リサイクル）する責任を有するということであります。

鷹巣・阿仁広域圏では、分別八品目としてリサイクルセンターを秋ごろまでに建設し、完成に合わせて試験的に分別収集し、平成十二年四月の実施に向けてのこととしています。わが町としても、自治会ごとの説明会等の開催により周知徹底を図って参ります。

農業機械銀行 ミニライセンサー

事業をより効率的に推進するため、受託者協議会メンバーの研修会への参加や、関係団体と協議を進めながら、委託農家が安心して作業を委託できる受託組織の強化に努め、耕起、代かき、田植え、コンバイン刈り取り作業を主体に、畦塗り、暗渠作業を受託していきます。

受託者の育成確保の観点から、作業料金については、今年度も町単助成を上乗せし、受託作業の促進を図ってまいります。

さらに、農業生産体制強化対策事業による、ミニライセンサー三三二一平方メートル、利用規模三五ヘクタールの建設に向けて、県と協議のもとに国の認可をいただき、十一年度秋作業

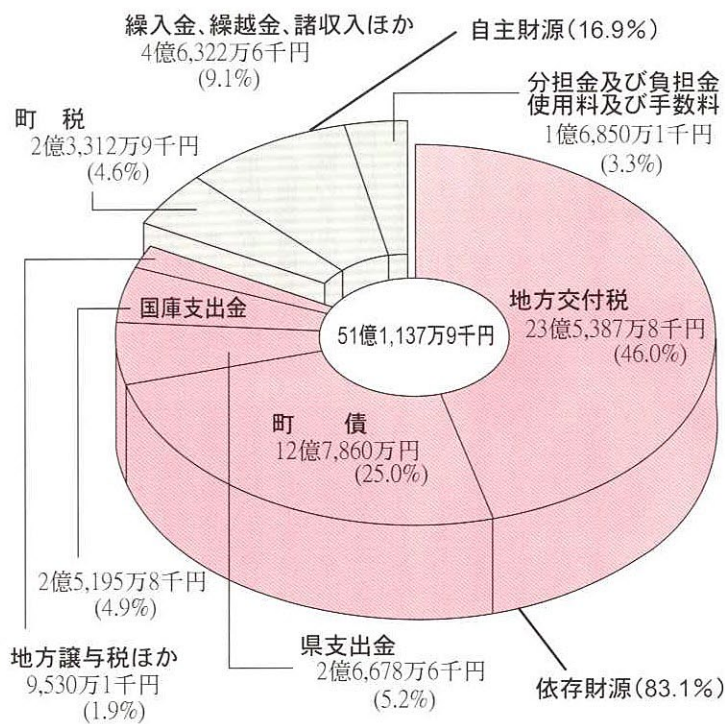
阿仁合地区
大阿仁地区

3月
町議会
定例会

- 3 -

一般会計予算 51億円

一般会計歳入



各特別会計予算

国民健康保険事業	3 億9,181万 4 千円
老人保健医療事業	7 億2,203万 6 千円
簡易水道事業	1 億1,077万 3 千円
阿仁合財産区	1,539万 1 千円
大阿仁財産区	2,058万 6 千円
土地開発基金	10万 5 千円
阿仁町病院事業	7 億6,479万 9 千円

(平成11年2月末現在の人口4,745人で算出)

町民一人が負担する税金

土木費 112,289円	消防費 27,805円	教育費 75,486円	公債費 122,547円	災害復旧費 1,436円
				諸支出費 30,837円
				予備費 948円

町民税	19,381円
固定資産税	25,264円
たばこ税	3,224円
軽自動車税	1,034円
入湯税等	229円
総 額	49,132円

平成11年度の主な事業

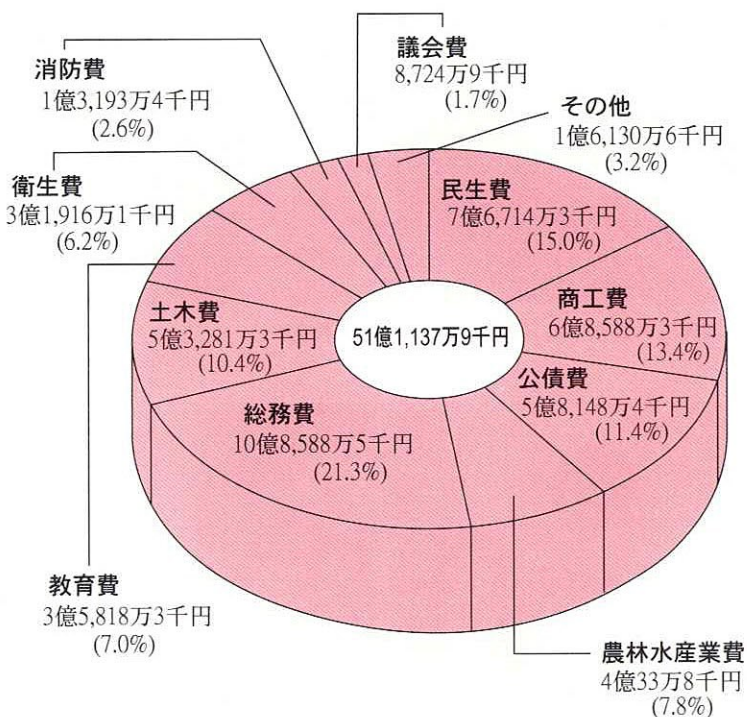
(単位:千円)

役場庁舎建設事業	650,912
打当温泉建設事業	535,176
林業地域総合整備事業	193,612
小様三枚線道路改良事業	133,882
特環公共下水道整備事業	120,798
町道新設改良事業	96,327
除雪機械購入事業	22,014
ミニライスセンター建設費補助金	21,052
阿仁中学校軒先、教室改修事業	20,600
容器包装、リサイクル分別収集車購入	8,800

21世紀への 町づくりに

一般会計歳出

性質別	予算額	構成比
人件費	1,037,982千円	20.3%
物件費	599,737	11.7
維持補修費	11,009	0.2
扶助費	194,335	3.8
補助費等	476,142	9.3
積立金	2,151	0.1
投資・出資・貸付金	36,670	0.7
繰出金	153,174	3.0
公債費	581,443	11.4
普通建設事業	2,007,421	39.3
災害復旧事業	6,815	0.1
予備費	4,500	0.1
計	5,111,379	100.0



(一般会計) 町民一人に使われるお金 1,077,214円

議会費 18,388円	総務費 228,848円	民生費 161,674円	衛生費 67,263円	労働費 773円	農林水産業費 84,371円	商工費 144,549円
						

早春 スケッチ

▶ 凛しい姿に三年間の成長のあとがみられます
(阿仁中学校)



▲先生お世話になりました (阿仁合小学校)



▲在校生に見送られ晴れやかな笑顔 (阿仁合小学校)



▶ 6年間の思い出が次々にうかんできます (大阿仁小学校)

巣立ち

三月は別れの季節、そして旅立ちの季節。
町内の卒業式が阿仁中学校の三月十二日を皮切りに十八日には阿仁合小学校、十九日には大阿仁小学校で行われました。
今年の卒業生は阿仁合小学校三十四名、大阿仁小学校十九名、阿仁中学校五十七名です。
式では真新しい制服に身を包んだ小学生、たくましく成長した中学生一人ひとりに校長先生から卒業証書が手渡されました。
式典を終えた卒業生たちはお世話になった先生や在校生、父兄らの暖かい拍手に送られて、思い出多い学び舎を巣立ってきました。



雪と炎の祭典では、ミニかまくらや、まと火が幻想的な雰囲気をかもしだした



▶マタギは記念撮影にひっぱりだこ



春を告げる イベント

第11回マタギの里春山スラローム大会（町内入賞者）

小学校	▽一・二年以下男子
二位	上杉 僚（阿仁合）
三位	笠井 大吉（大阿仁）
▽三・四年男子	
一位	木村 良兼（大阿仁）
五位	山田 和馬（阿仁合）
六位	松橋 康陽（大阿仁）
▽三・四年女子	
六位	庄司 安里（阿仁合）
▽五・六年女子	
二位	中嶋 典子（阿仁合）
高校・一般男子	
一位	月居 克夫
二位	斎藤 拓洋
三位	上杉 政吉
五位	柴田 晃

第六回雪と炎の祭典が三月二十日、北緯四十度カントリーパークで開かれました。会場には豚の丸焼きコーナー、きき酒コーナーなどが設けられ、サッカーボールインワンゲーム、綱引き大会、豪華商品が当たる抽選会が行われました。夕やみ迫る頃にはミニかまくらにローソクが灯され、大型まと火に点火されると火の粉を舞いあげ夜空を照らす幻想的な雰囲気に包まれました。また、花火が打ち上げられると拍手や歓声が沸き起こり、春を迎えるイベントを楽しんでいました。

三月二十一日には第十一回マタギの里雪祭りが松森スキー場で開催されました。

小学生から一般まで参加した春山スラローム大会や、スノーモービルによる雪上列車「マタギ号」の運行、ワラダ投げ大会などが行われました。

マタギコーナーでは、熊鍋、野ウサギ汁などのマタギ料理を楽しむ人で賑わい、また、比立内郵便局によるマタギの里雪祭り限定の記念切手帳も発売され、人気を集めていました。

願い込め 託す一票 明日の郷土

秋田県議会議員一般選挙

投票日は4月11日

任期満了に伴う「秋田県議会議員一般選挙」は、来る4月11日に投・開票が行われます。

今後4年間の県政をゆだねる大切な選挙となります。地域の発展のため信頼できるリーダーを選ぶためにも、貴重な一票を行使しましょう。

投票ができる人

- 年齢要件：昭和54年4月12日以前に生まれた人（4月11日で満20歳以上の人）
- 住所要件：平成11年1月1日以前から引き続いて阿仁町に居住し、住民基本台帳に登録されている人
- 転入者：平成11年1月2日以降、県内の市町村より転入された方は、前住所地で投票ができます。（住民票等の証明書類が必要です）

投票所は9カ所です

投票所は別表の9カ所です。郵送されている入場券（ハガキ）を忘れずに持ってきてください。なお、印鑑は必要ありません。

投票は午前七時から午後八時四十五分まで

投票は午前七時から一斉に各投票所で始められます。午後八時には閉鎖されますが、三枚と中村の二投票所では、一時間繰り上げられて午後七時に閉じられますので、ご注意ください。

開票は午後八時四十五分から

開票は当日、午後八時四十五分から山村開発センターで行われます。開票作業及び開票結果をご覧になりたい方は、二階の大研修室までおいでください。

○町内の投票所

投票区	投票所
三枚投票区	阿仁町公民館・三枚分館
吉田投票区	阿仁町公民館・吉田分館
水無投票区	阿仁町ふるさと文化センター
銀山投票区	阿仁町山村開発センター
荒瀬投票区	阿仁町公民館・荒瀬分館
伏影投票区	阿仁町公民館・伏影分館
根子投票区	阿仁町立根子児童館
比立内投票区	阿仁町農村環境改善センター
中村投票区	中村地区コミュニティーセンター

不在者投票を始めています

四月二日から十日まで

四月十一日の投票日当日、仕事や旅行、買い物など何らかの用事で不在予定の方は、四月十日（土曜日）までに不在者投票を行うことができます。投票の時間は、毎日午前八時三十分から午後八時までとなっておりますので、入場券を持参のうえ投票会場の山村開発センターまでおいでください。



お問い合わせは、選挙管理委員会までどうぞ
阿仁町選挙管理委員会
事務局（役場内）
電話（八二）二二一一

あなたを応援する 町の制度です

地場産品開発助成金

農林業並びに工芸品等の開発により、地域興しのため活動をしようとするグループ等に対して、阿仁町地場産品開発助成金交付要綱に基づいて助成金を交付する制度があります。現に活動を継続している方、または新たに活動を計画している方で次の要件を具備しているグループ等は申請してください。

1. 地場産品開発並びに産業振興に資する活動を、通年にわたり計画的かつ継続的に行っているものであること。
2. グループ内の活動だけでなく、広く地域並びに全町への普及啓蒙活動であること。
3. 健全な自己財源をもつものであること。

まちづくり研修事業補助金

阿仁町まちづくり研修を実施する個人及び団体に対し、その経費の範囲内において、阿仁町まちづくり研修事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する制度があります。対象者は、当町に居住する満15歳以上の個人又は20名以下の団体及び町職員で、次の要件に該当する研修事業です。

1. 農林水産業における生産及び技術取得研修
2. 商工・サービス業における販売及び経営技術研修
3. 人材育成研修
4. その他、町長が必要と認める研修



〔問い合わせ申し込み〕

役場総務課
企画調整係

☎82-2111

若者定住促進に向けての各奨励金

対象者は、町内に定住して働いている方やこれから職に就こうとしている方、または、学校等を卒業後町内に定住して就職している方やこれから職に就こうとしている方です。

奨励金の区分、交付金額は次のとおりです。

区 分	交付金額
(1) U・Aターン定住奨励金	定住3カ月後 50,000円
	定住3年後 100,000円
(2) U・Aターン定住結婚祝い金	100,000円
(3) U・Aターン定住第1子出産祝い金	100,000円
(4) 新卒者地元定住奨励金	100,000円

ただし、次の方は適用となりません。

1. 人事異動で転入した方及びその家族。
2. 転入期日において、満年齢40歳に達している方。

空に向かって大アーチ

町長杯ジャンプ大会 ミニシャンツェ競技会

第三回阿仁町長杯ジャンプ大会が二月二十八日、町営ジャンプ場で開かれました。

この日は時折吹雪くあいにくの天候のなか、阿仁、大館第二、小坂、八幡平、角館、十和田、尾去沢、それに岩手県栗石の八校の中学校から参加した十二人のジャンパーが、豪快なジャンプで得点を競い合いました。

競技に先立って行なわれたトライアルでは、一昨年の「あきた鹿角」国体の複合少年で優勝した月居克夫選手（日本大学一年）がすばらしいジャンプを披露し、詰めかけた観衆から拍手が送られていました。

大会では、尾去沢中学校二年

の小山内佳彦選手が優勝。地元阿仁中の湊祐介選手（二年）が四位に入賞しました。

またこの日は、町営湯口内スキージャンプ場でミニシャンツェ完成記念試飛競技会が行なわれ、チビッコジャンパーが将来のオリンピック選手を目指し果敢にジャンプに挑みました。競技会では、ジャンプ初挑戦の女の子など、町内外の幼稚園児から小学校六年生まで十人が参加。

選手たちは、父兄の心配そうな表情をよそに、元氣いっぱいジャンプを次々に成功させたり、なかには、中学校顔負けのV字飛行を決める子どももいて、盛んに歓声が上がっていました。



▲4位に入賞した湊選手のV字飛行



▲ミニシャンツェ完成試飛競技会に出場した加賀智哉選手（阿仁合小学校3年）

第六回打当温泉スキー大会成績

距離の部

▽一年男子
三位 柴田 基貴（大阿仁小）
四位 松橋 健斗（大阿仁保育所）

大回転の部

▽一年男子
四位 笠井 大吉（大阿仁小）
五位 上杉 郷（阿仁合保育所）

▽一年女子

二位 高堰 由佳（阿仁合小）
三位 高堰 美里（大阿仁小）

▽一年女子

三位 柴田 菜緒（大阿仁保育所）

▽二年男子
五位 佐々木 央（阿仁合小）

▽二年男子

六位 上杉 僚（阿仁合小）

▽二年女子
二位 松橋友里奈（大阿仁小）

▽二年女子

三位 松橋 未咲（大阿仁小）

▽三年男子
一位 大野 昂（阿仁合小）
四位 伊藤 翔太（阿仁合小）

▽三年男子

三位 山田 和馬（阿仁合小）
六位 笠井 大輔（大阿仁小）

▽三年女子

一位 杉淵このみ（阿仁合小）

白銀に競う

森吉山スキー大会(アルペン)



▲2連覇を達成した田村佳奈子選手の果敢な滑り

優勝者



中嶋 俊輔さん
(阿仁中2年)



田村 佳奈子さん
(阿仁中2年)

秋田県スキー連盟公認ドウワ

ガリウム・ロシニョール杯第
一回森吉山スキー大会(アルペン)
が、三月七日、森吉山阿仁スキー
場で開催され、県内の小学四年
生から中学生まで二百九十名(小
学生二百三十四名、中学生五十
六名)が参加しタイムを競い合
いました。

大会では、中学校男子の部で
中嶋俊輔選手(阿仁中二年)が優勝。
また、中学校女子の部で田村佳
奈子さんが昨年に続き優勝を飾
りました。

▽小学校四年男子

三位 上杉 潤(阿仁合小)

▽中学校男子

一位 中嶋 俊輔(阿仁中二年)
八位 吉田 稯(阿仁中三年)

▽中学校女子

一位 田村佳奈子(阿仁中二年)

秋田内陸線からのお知らせ

JR乗車券類の発売について

JR乗車券類の購入について、これまで
では申し込みがあった場合JR鷹ノ巣駅
等で取り次ぎ発売しておりましたが、こ
のたび秋田内陸線鷹巣駅の旅行センター
に端末機が設置され、全国のJR乗車券
類を直接発売することが可能になりました。
内陸線から乗り継ぎする利用者には大変
便利になりましたので、是非ご利用くだ
さい。

詳しいことについては、下記にお問い
合わせください。

秋田内陸線観光鷹巣旅行センター

☎60-1111

秋田内陸線観光(阿仁合駅)

☎82-3666

「弘前・角館さくら号」臨時快速列車運行

全国でも有数のさくらの名所である、角館と弘前の「桜まつり」を楽し
みたいというお客様のために、秋田こまち紀行「弘前・角館さくら号」を
JR秋田支社と提携し運行いたします。秋田内陸線角館駅からJR線弘
前駅までの区間を、当社の急行型車両による快速臨時列車として、下記
の期間中に直通運転する事になりましたので、沿線の皆さんも是非ご利用
ください。

弘前さくら号	角 館	阿 仁 合	比 立 内	鷹 ノ 巣 (着)	鷹 ノ 巣 (発)	大 鰐 温 泉	弘 前	運転日 4/17~5/4 阿仁合~鷹巣間は各駅停車 定期列車として運転
	14:10	14:57	15:12	15:45	16:38	17:21	18:08	

角館さくら号	弘 前	大 鰐 温 泉	鷹 ノ 巣 (着)	鷹 ノ 巣 (発)	阿 仁 合	比 立 内	阿 仁 合	角 館	運転日 4/18~5/5
	8:26	8:37	9:25	9:48	10:37	11:03	11:10	12:01	

阿仁合駅~弘前駅(片道)1,910円 阿仁合駅~角館駅(片道)1,240円

詳しくは阿仁合駅にお問い合わせください。

阿仁町職員人事異動

平成十一年四月一日付で次のように町職員の人事異動がありましたのでお知らせします。()は前職です。

異動

総務課

▼課長兼大阿仁支所長 松橋賢悦(教育委員会教育次長兼学校教育係長)

▼主席課長補佐兼文書情報係長 菅原一夫(商工観光課課長補佐兼観光係長)

財務課

▼課長兼財政係長 鈴木美千英(財務課主席課長補佐兼財政係長)

住民環境課

▼課長兼環境衛生係長 柏木博美(総務課主席課長補佐兼文書情報係長)

▼主席課長補佐兼住民生活係長 伊島隆(町立病院主席事務長補佐兼庶務係長)

▼課長補佐兼国保係長 佐藤晶彦(住民環境課国保係長)

▼主査 吉田一康(住民環境課主任)

福祉保健課

▼主任 加賀谷尚(福祉保健課主事)

▼主任 坂上洋子(福祉保健課保健婦)

農林課

▼主席課長補佐兼林政係長 西根邦明(農林課課長補佐兼林政係長)

▼主任 佐藤健(農林課主事)

商工観光課

▼課長 伊東昇一(公民館長)

▼課長補佐兼観光係長 佐藤慶一(大阿仁支所支所長補佐)

建設課

▼課長兼建設係長 高田道夫(建設課課長)

▼主席課長補佐兼下水道係長 田口惣一(建設課課長補佐兼下水道係長)

大阿仁支所

▼支所長補佐 伊東健一(建設課建設係長)

▼主査 藤根ミヨ子(老人ホーム主査)

議会事務局

▼主任 渡辺幸子(大阿仁支所主任)

老人ホーム

▼寮母 梅井眞紀子(母子生活支援施設寮母)

母子生活支援施設

▼主査 松橋千代子(農林課主査)

阿仁合保育所

▼主任保母 大高清子(阿仁合保育所保母)

▼主任保母 佐々木満寿子(阿仁合保育所保母)

教育委員会

▼教育次長兼学校教育係長 松橋敏晴(住民環境課主席課長補佐兼住民生活係長)

阿仁合小学校

▼主任作業員 内藤光子(大阿仁小学校主任作業員)

大阿仁小学校

▼作業員 高堰久美子(公民館作業員)

給食センター

▼主任作業員 斎藤ツメ子(町立病院主任作業員)

公民館

▼ふるさと文化センター所長 兼公民館長心得兼公民館係長 石川建一(公民館館長補佐)

▼主査 佐藤まり子(商工観光課主査)

▼作業員 西根タミ子(阿仁合小学校作業員)

町立病院

▼主席事務長補佐兼庶務係長 加賀谷準夫(住民環境課課長補佐兼環境衛生係長)

▼主査 吉田広子(老人ホーム主任)

▼主任 戸嶋スミ子(町立病院技師)

新規採用

農林課

▼主事補 鈴木奏子

退職

▼工藤敏雄(総務課主管兼課長)

▼神成修三(総務課主任)

▼宮越貞範(財務課主管兼課長)

▼古川将祥(商工観光課主管兼課長)

▼片山国夫(阿仁中学校作業員)

▼湊邦造(住民環境課主管兼課長)

▼佐藤奉子(給食センター臨時職員)

▼山田徳子(給食センター臨時職員)

▼成田節子(給食センター臨時職員)

— 表彰式に出席された子供さんです —



▲ 2 歳児



▲ 4 歳児



▲ 3 歳児

むし歯なんかないよ～

虫歯のない子の表彰式が三月四日保健・福祉センターで行われました。

今年度の健康診査では、二歳児から四歳児まで八十八名が受診し、このうち虫歯のなかった十二名が表彰の対象となりました。表彰式には八名が出席、今井町長から賞状と記念品が贈られました。(虫歯のない子は次のとおりです。)

二歳児

工藤 真子さん(湯口内)
佐々木 萌さん(荒瀬)

三歳児

珠井 結記さん(下新町)
菊地 康太さん(寺後)
吉田 滯さん(上新町東)
松橋真利愛さん(比立内)

四歳児

松橋 玲奈さん(幸屋渡)
高田 学士さん(上新町)
原田 麻紀さん(新町)
珠井 美菜さん(下新町)
中島 彩華さん(上新町)
佐々木 遥さん(荒瀬)

福祉関係住宅整備資金の申込み受付

◆資金貸付を利用できる方

- ・60歳以上の高齢者のための居室を整備される方
- ・母子・寡婦世帯住宅整備の場合で自力で整備することが困難な方。

資金の種類	貸付限度額	利 率	償還期限	償還方法
高 齢 者 居 室 整備資金	150万円	年3% 以内	10年 (内据置2年)	元利均等 半年賦
母子・寡婦 世帯住宅 整備資金	150万円	年2.1% (所得税法による 所得税が非課税 世帯は無利子)	10年 (内据置1年)	年賦

◆申込みには次の書類が必要です。

- ・貸付申請書(福祉係にあります)
 - ・工事見積書
 - ・整備箇所がわかる平面図
 - ・受付 6月30日(水)までに福祉保健課福祉係へ
- ※高齢者居室整備資金は、みなさんが加入している厚生年金及び国民年金の保険料の積立金から融資を受けて貸付されるもので、福祉、住民生活向上のため有効に活用されています。

わらび劇場 ミュージカル 山神様のおくりもの

「男鹿の於仁丸」「龍姫」に続くわらび劇場オリジナルミュージカル第3弾「山神様のおくりもの—マタギの里から—」がいよいよスタートします。作・演出 菊池准/劇団「昴」所属。

秋田内陸線全線開業10周年記念作品

たざわこ芸術村わらび劇場常設公演

【公演期間】
1999. 4.24 SAT

2000. 2.27 SUN
大自然の中のアートヴィレッジ

たざわこ芸術村

わらび劇場◎
TEL0187-44-2500 FAX0187-44-3318
温泉ゆぼ◎
TEL0187-44-3333 FAX0187-44-3334
〒014-1192 秋田県仙北郡田沢湖町辛田字早稲田430

チケット種類	一 般	小・中学生
当日券	2,500円	1,500円
前売り	2,300円	1,400円
※観劇セット	4,000円～	3,200円～

開幕スペシャル公演

期間4月24日(土)～4月29日(木)
(6ステージ)

期間中特別料金
一 般 前売り 2000円
小・中 前売り 1000円

(前売りのご予約は、0187-44-2500まで)

去る二月二十六日、阿仁町有地売買契約

無効訴訟の判決が下りましたのでお知らせします。

判決

事実及び理由

第二 事案の概要等

秋田県北秋田郡阿仁町銀山字上新町八六番地の四

原告 大井伊佐男
同郡阿仁町銀山字上新町二番地の四

原告 佐藤 達雄
右原告ら訴訟
代理人弁護士 廣嶋 清則

同郡阿仁町銀山字下新町四一番地一四

被告 阿仁町長
今井 乙麿

同郡阿仁町銀山字下新町五〇番地

被告 今井 乙麿

右被告ら訴訟
代理人弁護士 伊勢 正克
右 同 伊勢 昌弘

主 文

一 原告らの請求をいづれも棄却する。
二 訴訟費用は原告らの負担とする。

第一 原告らの請求

一 被告阿仁町長が、阿仁町農業協同組合に対し、別紙物件目録(一)記載の土地について別紙登記目録(一)記載の登記の抹消登記手続請求を怠ること及び別紙物件目録(二)の土地について別紙登記目録(二)記載の登記の抹消登記手続請求を怠ることは、いづれも違法であることを確認する(以下「請求一」という。)
二 被告今井乙麿は、阿仁町に対し、五一九万八〇〇〇円及びこれに対する平成七年六月二一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え(以下「請求二」という。)
三 被告阿仁町長が別紙物件目録(三)記載の土地について阿仁町農業協同組合及び阿仁森吉森林組合に対し自動車(以下「請求三」という)の駐車の妨害の排除を怠ることは違法であることを確認する(以下「請求三」という)。

本件は、阿仁町の条例により阿仁町克雪活動拠点施設用地とされた一筆の土地を、議会の議決を経ないで分筆、処分した行為が違法無効であるから、被告阿仁町長はその処分部分の農協への所有権移転登記を抹消する義務があるところこれを怠っているとして、その違法確認を求め(請求一)、右農協への処分

町長である(以下、個人としての被告を「被告今井」、機関としての被告を「被告町長」という。)
2 別紙物件目録(一)記載の土地(以下「(一)土地」という。)
及び同目録(二)記載の土地(以下「(二)土地」という。)
もと阿仁町銀山字下新町一一九番一七の土地であり、この一一九番一七の土地が、平成七年四月二五日に、一一九番四四(一)土地、一一九番四五(二)土地)及び新たな分筆後の一一九番一七(以下「(三)土地」という。)の三筆に分筆された。

う。)との間で、平成七年四月二五日に(一)土地について交換契約を、(二)土地について売買契約をそれぞれ締結し(以下、右交換及び売買を「本件売買等」という。)、(一)及び(二)土地についていづれも阿仁町から農協へ所有権が移転した旨の別紙登記目録(一)及び(二)の各登記手続(以下「(一)の登記」「(二)の登記」という。)をした。

分筆前の一一九番一七の土地は、阿仁町克雪活動拠点施設条例(以下「本件条例」という。)により、昭和六三年六月二五日、阿仁町克雪活動拠点施設用地とされ、以後今日までかかる用地として使用されてきた行政財産であり、右条例はこれまで一度も改廃されることなく継続している。

1 争点
請求一に関して、行政財産

一 争いのない事実
1(一)原告両名は、阿仁町の住民である。
(二)被告今井乙麿は阿仁町の町長である。

3(一)阿仁町は、阿仁町農業協同組合(以下「農協」という。)

4 監査請求の前置
原告らは、平成九年一月六日、阿仁町監査委員に対し、本件に係る違法行為の是正及び損害填補の措置を求める監査請求をしたが、平成一〇年一月一六日、監査委員から請求に理由がない旨の通知を受けた。

1 争いのない事実
1(一)原告両名は、阿仁町の住民である。
(二)被告今井乙麿は阿仁町の町長である。

3(一)阿仁町は、阿仁町農業協同組合(以下「農協」という。)

1 争点
請求一に関して、行政財産

である(一)及び(二)土地について、

阿仁町克雪活動拠点施設条例の改正のための議会の議決を経ずに農協に対してした本件売買等が違法無効か否か。

2 請求二に関して、農協に対する本件補助金の交付は「公益上必要がある場合」(地方自治法二二二条の二)に該当するか否か。

3 請求三に関して、被告町長が、(三)土地について、自動車の駐車による妨害が存することを理由とする妨害排除義務の不行使が違法か否か。

三 争点に関する各当事者の主張

1 争点1(請求一に関する)

(一) 原告

前記のとおり、(一)及び(二)土地を含む筆前の一一九番一七の土地は、昭和六三年六月二五日、条例すなわち議会の議決により、面積一二三・四〇平方メートルについて、克雪活動拠点施設用地すなわち行政財産とされていたから、右土地を分筆、処分するには、本件条例の改正のための議会の議決が必要である。しかるに、阿仁町は何ら議会の議決を経していないから、本件売買等は、行政財産を議会の議決を経ないで行ったもので、無効である。

(二) 被告

克雪活動拠点施設用地については、本件条例二条で、

「位置 阿仁町銀山字下新町一一九ノ一七」と規定するに止まり、面積が記載されておらず、面積の増減は本件条例の改正を必要としないこと、(一)及び(二)土地の分筆、普通財産への変更は克雪活動拠点施設用地の一部についてなされたもので、大部分の用地は依然として克雪活動拠点施設用地として残されていること、

また、克雪活動拠点施設の建物は、そのまま使用されており、本件条例の設置の趣旨である阿仁町と住民が一体となって克雪活動を推進するための施設として何ら支障がないから、本件売買に際し、本件条例を改正する必要はない。

本件では、(一)及び(二)土地は、いずれも被告町長により行政財産の用途廃止がなされて普通財産になり、また財産の売却、交換に関して議会で可決されたから、農協との本件売買等には有効である。行政財産の用途廃止の事務手続は、地方自治法二二八条の二及び阿仁町財務規則一九二条に基づき処理されている。

したがって、被告町長には、本件売買等の無効による抹消

登記義務はない。

2 争点2(請求二に関する)

(一) 原告

農協に対する本件補助金の交付は、公益上の必要性を欠き、違法である。

(二) 被告

阿仁町では、ふるさと創生事業により、駅前広場整備工事を実施してきており、これによる平成四年度計画の地域づくり推進事業を進める中で、駅前広場の整備については、農協事務所敷地の一部が不可欠であることから、改築時に応分の協力を要請していた経緯もあり、新築に当たっては移転補償がなされたこと、更に農協については営利目的の事業を行ってはならず(農業協同組合法八条)、同町産業の中で二二パーセントを占める農家育成の一環として農民の協同組織である農協への助成であること、移転補償費及び助成金の支出については平成七年六月二一日の定例議会の中で全体討議がなされた結果全員一致で可決されていること、以上から、やむを得ない支出である。

3 争点3(請求三に関する)

(一) 原告

農協及び阿仁森吉森林組合は、その所有自動車及びその使用

人が所有する自動車を阿仁町の行政財産である(三)土地に駐車させ、同土地の所有権を侵害している。したがって、被告町長は、農協及び阿仁森吉森林組合に対し、右妨害排除請求をなすべきところ、これを怠っている。

(二) 被告

町の担当主管課においては、駐車場として使用させている事実はなく、農協などに用事があつてきた一般住民が短時間用務の一時駐車等に使用しているのが現状である。

また、克雪活動施設については、冬期間入口にロープを張り、機械運行に支障をきたさない管理態勢がとられている。

第三 争点に対する判断

争点1について

克雪活動拠点施設は、本件条例の規定によれば、阿仁町と住民が一体となって克雪活動を推進するため(第一条)に設置され、同施設には町の除雪機械及び各集落に貸与する除雪機の収納を行う(第三条)ことが予定されている。

したがって、本件売買等が本件条例の右趣旨、内容を阻害するものであれば、本件条

例を改正しなかった本件売買等は違法となるが、そもそも克雪活動拠点施設用地の面積については、本件条例では記載されていない(第二条)こと、(一)及び(二)土地は克雪活動拠点施設用地である分筆前の一一九番一七の土地の約二八パーセントであり、約七二パーセントの用地は依然として克雪活動拠点施設用地として残されていること、また、克雪活動拠点施設の建物は、そのまま使用されており、本件条例の設置の趣旨である阿仁町克雪活動推進拠点施設としては、雪下ろしの際に多少の利便性が下がったことが認められるものの、特段収納施設としての用途に支障が生じている様子を伺うことができないこと(甲四、弁論の全趣旨)から、このような特段克雪活動推進拠点施設としての用途に支障のない範囲での面積の減少に止まる本件については、特に条例の改正がなくても本件条例の同一性が保たれていると評価できる。したがって、特に、行政財産の用途廃止のための議会の議決は必要ない。

そして、本件では、(一)及び(二)土地は、平成七年四月二五日、被告町長により、所

定の手続を経ていずれも行政財産の用途廃止がなされた(乙二)ので、普通財産になり、また財産の売却、交換に関して議会で可決されたものと認められる(甲二の八、乙五)から、農協との本件売買等は有効であり、行政財産の用途廃止の事務手続上での特段の違法は見当たらない。

したがって、本件売買等は有効であり、よって、被告町長には抹消登記義務はない。

二 争点2について

阿仁町では、「ふるさと創生事業」の一環として、平成四年度から駅前広場整備工事を実施してきた(乙五、八)が、その実施に際し、阿仁町としては農協事務所の移設が必要と考え、平成六年一月二〇日に被告町長から農協組合長に対し、農協組合事務所の移設について要望した(乙七)ところ、農協組合長は、平成七年一月一五日前、被告町長に対し、農協としては現在地より優る土地はないので、現在地で駅前整備に配慮した事務所一部移築をしたい旨、かつそのための建設費の助成をお願いしたい旨の要望をし(乙六の一、二)、その結果、町としては、駅前広場の整備につき、農協事務所の一部移

転(舗装道路拡張のため)が必要であると判断して、隣接の町有地(克雪活動センター)の一部を農協所有地と交換、売買することとし、その際、町が農協に対して改築時に応分の協力を要請していた事情をも考慮し、新築に当たつての移転補償費用として本件支出を行った(弁論の全趣旨)ことが認められる。

また、本件支出は、農業が同町の重要な産業であり、同町産業の中で二二パーセントを占める農家育成の一環であること、農協は営利目的の事業を行うことができない(農業協同組合法八条)という事情も存する。

以上の事情を考慮すれば、本件支出は、「公益上必要ある場合」(地方自治法二三二条の二)に当たるといふべきである。

三 争点3について

証拠によれば、確かに(三)土地は、本件条例により、克雪活動拠点施設であるとされているにもかかわらず、自動車の駐停車がかなり頻繁に行われ(甲四、五)、少なくとも多数の一般住民が何らかの用務で一時駐車している事実が認められる(弁論の全趣旨)。しかしながら、これらの使

用は、必ずしも恒常的に行われているとは限らないとも言え(乙三の一、二)、また、冬の期間は柵回りをして他の車が入れないようにされていることから(甲三、弁論の全趣旨)、現状では克雪活動拠点施設としての機能に支障を来しているとは認められない。

したがって、今後徹底した管理態勢の確立が望まれるところではあるものの(甲三参照)、町による妨害排除請求の不行使が違法であるとすることはできない。

第四 結語

以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

物件目録

- (一) 北秋田郡阿仁町銀山下新町一九番四四一、宅地 一六七・四五㎡
- (二) 北秋田郡阿仁町銀山下新町一九番四五二、宅地 一七四・七五㎡
- (三) 北秋田郡阿仁町銀山下新町一九番二七一、宅地 八九〇・一八㎡



東風——春を感じさせる言葉です。春に東方から吹いてくる風のことをいいます。

「ち」は風の意味を表しています。

東風吹かば にはひおこせよ梅の花 主なしとて春をわするな 菅原道真

これは菅原道真が、大宰権師として筑紫に流されたときに、京都の我が家の庭の梅をしのんで詠んだ歌です。この歌に感じた梅の木が、道真の配所の太宰府まで一夜のうちに飛んで行ったという伝説があります。東風につれて飛んで行ったのでしょうか。

東風

このように東風という言葉は、王朝時代の歌言葉や雅言として使われていたようです。

一方、漁民などの間では、

東風が吹くと、時に雨や時化となるので、東風時化などと言って、東風は警戒されていました。

また、梅東風、桜東風、サワラ東風などと、その時咲く花や捕れる魚の名のついた東風の言い方もあります。

東風が吹いて暖かくなると緑の季節です。四月二十九日は「みどりの日」です。そして四月二十三日から二十九日までは「みどりの週間」です。この時期を中心に「全国緑化キャンペーン」「都市緑化推進運動」なども行われます。

緑化推進は、国土の保全や森林資源の活用面で重要であることはもちろん、地球環境を守るために必要なことはいまでもありません。ゆとりとやすらぎのある快適な生活環境を維持し、心豊かに暮らすためにも緑に親しむようにしたいものです。

登記目録

- (一) 秋田地方方法務局森吉出張所 平成七年六月式日受付 第壹四参六号 所有権移転 原因 平成七年四月式日交換 所有者 北秋田郡阿仁町銀山下新町壹九番地壹六 阿仁町農業協同組合
- (二) 秋田地方方法務局森吉出張所 平成七年六月式日受付 第壹四参七号 所有権移転 原因 平成七年五月参壹日売買 所有者 北秋田郡阿仁町銀山下新町壹九番地壹六 阿仁町農業協同組合

児童手当制度の ご案内

児童手当制度の目的としくみ

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当は3歳未満の児童を養育している方に、児童が3歳になる誕生日の月まで支給されます。ただし、児童手当には所得制限があるため、請求されても支給対象にならない場合があります。

支給額

児童手当の額は、第1子・第2子については1人につき月額5,000円、第3子以降については1人につき10,000円が支給されます。

支払方法

請求された翌月から支給対象となります。
毎年2月、6月、10月の3期にそれぞれの前月分までが支給されます。

児童手当認定請求書

児童手当を受けようとする場合は、認定請求書を提出する必要があり、支給は認定請求の翌月分からになります。手続きが遅れると本来受けられるべき月分の手当が受けられなくなりますので、出生届、転入届を行う時は、忘れずに認定請求を済ませましょう。
児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。



児童手当現況届の提出

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎月6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）されます。

特例給付の受給者の方が退職したとき

特例給付の受給者が、退職して被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」を提出して下さい。

※お問い合わせは、福祉保健課児童手当担当（☎82-3111）まで
（保健・福祉センター内）



▶ 思い思いのシブールを描いて



往年の選手ハッスル

森吉山阿仁スキー場高津森ベンシヨンレクリエーションが、三月十四日阿仁スキー場で行われ、快晴の空の下、三十五歳以上の男女三十名がスキーを楽しみました。

スキー場には旗門がセツトされ、ゼッケンをつけた選手が滑走スタイル賞、旗門通過スタイル賞、珍プレー賞などのユニークな賞を目指しました。

参加者には、現役選手顔負けのスキー操作を披露する往年の名選手や、数十年ぶりにスキーを履き、何度も転びながらゴールを目指す方などさまざま。

この日は、森吉山阿仁スキー場の今シーズン最後の日とあって、名残惜しむように、思い思いのシブールを描いていました。

地域振興券交付始まる



▲10日、山村開発センターで行われた交付

地域振興券の交付が三月十日から始まりました。

十日、十一日の両日、町内十二カ所の交付会場には、受付時間前から対象者がつめかけ、この二日間で交付対象者と見込まれる約八割の方が交付を受けました。

さつそく地域振興券を手にした方々は、何を買おうかといった話題で持ちきり。会場となった山村開発センター前やふるさと文化センターでは、町内の商店業者がチラシを配布しながらPRをしていました。

町で交付を受ける対象者はおよそ千五百五十名、総額三千百万円が見込まれています。

町初めての女性農業士誕生



▲女性農業士の鈴木リサ子(左)と齋藤清子さん

秋田県農業士の認定式が三月十一日秋田市で行われ、戸島内の齋藤清子さんと鈴木リサ子さんが阿仁町から初めての女性農業士として認定を受けました。

女性農業士は、概ね六十歳までの農村女性を対象に、農業生産や農家経営に優れた成果をあげ、農村女性の役割向上に貢献している方等が対象となります。

齋藤さんは水稲を基幹に転作田に野菜、花きを導入、夫と共に地域の立地条件になつた複合経営の確立に努めています。また、鈴木さんは受託等による大規模稲作経営の先駆けである夫のパートナーとして、水稲と花きの複合経営の安定に努め、花き栽培の技術向上の先導役となっています。

お二人は「通年で出来るようなハウス栽培をがんばっていきたい。」と抱負を語ってくれました。今後の益々のご活躍が期待されます。



まちの話題

飲酒運転の徹底追放を 交通安全協会阿仁支部総会



▲40人が参加した総会

平成十一年の阿仁部交通安全協会阿仁支部総会が、三月二十六日、山村開発センターで四十人が参加し行われました。

総会では、飲酒運転追放運動において七人の違反者が出た事により、八年連続のベストテン入りを達成することができなかったことや、町民の皆様のご協力により車両会費の収入が増えた事などが報告されました。

また、飲酒運転の徹底追放運動の推進、高齢者家庭の交通安全訪問指導など、六項目にわたる重点推進事項の事業計画が承認され、昨年達成した交通死亡事故ゼロ千日の記録更新にむけ、決意を新たにしました。



▶慣れた手つき？

フルコースを堪能

基本的な洋食マナーを体験しながら、町内の六年生みんなで楽しく会食しようとして、三月六日、卒業記念洋食マナー給食会がふるさと文化センターで開かれました。

会場は心地よい音楽が流れ、テーブルには花が飾られるなどまさにレストラン。この日のメニューは、コーンポタージュ、バターロール、ハンバーグ、海老フライ、温野菜、ケーク・ド・ノートルダム、紅茶のフルコース。

子どもたちは、椅子の引き方や座り方、スプーンの飲み方などの説明を受けながら一品一品じっくり味わっていました。はじめは少し緊張気味で、友達顔をうかがいながらの食事でしたが、次第にマナーに慣れてくると、いつもの笑顔に戻り、会話が弾んでいました。

国体選手を讃える



▶左から柳谷選手、小林(伸)選手、小林(範)選手、高橋選手

町と体育協会主催のみなと・おたる国体優勝者並びに出場選手を讃える会が、三月二十八日、ふるさと文化センターで行われました。

みなと・おたる国体には高橋大斗選手(鷹巣農林高校)、小林範仁選手(花輪高校)、小林伸年選手(鷹巣農林高校)、梅井沙織選手(米内沢高校)、柳谷亮太選手(鷹巣農林高校)、佐藤範朋選手(日本大学)の六名が出場。高橋大斗選手が複合で優勝、純飛躍で二位、小林範仁選手が複合で二位、また、出場された選手の皆さんが大健闘されました。

会では主催者のあいさつや祝辞に続き、出席した四人の選手があいさつしました。

高橋大斗選手「気軽な気持ちで参加できたのが良い結果につながったと思う。来年は小林範仁君が優勝してくれると信じている。北海道の大学へ行くが、遠くからでもがんばっているのがわかってもらえるような結果をたせたらと思っている。」

小林範仁選手「高校の厳しさを知った。二年生になるので来年はぜひ勝ちたい。」

小林伸年選手「国体では悔しい思いをした。これからもスキーを続けるのががんばりたい。」

柳谷亮太選手「これからもスキーを続けていくので、また、国体に出場出来るようにがんばりたい。」と抱負を述べられました。

今後の益々のご活躍を祈念いたします。

ふるさとへのメッセージ

東京圏あに会幹事

前田 民子さん（笑内出身）

ふる里のぬくもり

雪解けと共に、まぶしい程の陽を浴びながら、木々の芽もふくらみ花開く春、阿仁町は今、何の花が咲いているでしょうか。

この度、このメッセージを書かせていただく事で、改めてふるさとへの想いをつのらせております。去る二月二十三日のテレビドラマ「こいまち」阿仁編を見て誰もが思い、希望した事かも知れませんが、安滝が近かつたら、どんなにか素晴らしいロケ場所となり、全国の多くの人に紹介出来たのにと少し残念に思いました。

以前、長野県の駒ヶ岳千畳敷へのバスツアーに参加しました時の事です、観光バスで山のふもとまで行き、そこから地元の専用バスに乗り換えました。現地には専用車しか入れない、この方法を、安滝にも導入出来ないものか、又、サイクリング道路をつくって貸自転車で、というのではどうかしら等、勝手な夢を描きました。自然を守りながら、観光地としても、というのは無理があるかも知れませんが、旅行案内に、「田沢湖」「十和田湖」そして最近、「きみまち阪」の名を目にすると、そのコースに「阿仁町」の名も入りたいなー、とうらめしく思います。秋田の、阿仁町の温かい人情にふれ、澄んだ空気を思いっきり吸って、「命の洗濯、心が洗われる」と言うのはこういう事か、と都会の雑踏の中で生活する人達に味わってほしいです。私自身、いつ帰っても笑内駅に降りた瞬間に感じます。「空気がおいしい！」と。

秋田の二文字がとても好きです。人も水も空気も、すべて透きとお



っているようなイメージ。大変な思い過ごしかも知れませんが、その思い過ごしを大切にしたいと思います。「マタギの里、阿仁町」を一人でも多くの人に知っていただける様に、私達、東京圏あに会のメンバーも、親睦を深めながらお手伝い出来たらと日々過ごしております。阿仁町の益々の御発展をお祈り致します。

ズーム顔アップ

佐藤 由美 さん
（畑町東裏 19歳）
北都銀行米内沢支店 勤務
血液型O型 水瓶座生まれ

米内沢高校を卒業と同時に北都銀行米内沢支店に勤務。「お金を扱う仕事をしているので、いいかげんな気持ちでは勤まらないと思ってがんばっています」と話す佐藤さんに伺いました。

——中学、高校でのクラブ活動など

中学校では陸上、高校では卓球をやっていました。卓球は暗いイメージがあるかも知れないけど、すごく楽しいです。

——仕事をしていて大変なこと、また、うれしく思うこと

仕事は毎日大変ですが、2時過ぎから3時半位までの時間帯が一番大変です。

うれしく思うことは、ミスを許されない仕事を無事に終えた時。

——自分の性格は



外見とはまったく違う性格だと思います。

——趣味や今一番興味のあることは
趣味はカラオケなど。とにかくいろいろ楽しみたい。

——休日の過ごし方

ボウリングをしたり、カラオケに行ったり、他には・・・。

——理想のタイプ

自分が好きになった人がタイプなんですけど、あえて言えば優しくすぎず、きどらない人。

——あなたの夢は

海外に遊びに行くこと。

町の好きなところ、嫌いなところ

好きなところは、住んでいて落ち着けるところ。嫌いなところは、遊ぶ所や大きな店があまりないところ。

——町に望むこと

もっと遊ぶ所を作ってほしい。

わが家の殿様、お姫様



みおこ
広瀬未央子ちゃん

平成10年5月8日生まれ(上新町)
淳一さん・千賀子さん長女

8カ月でようやく寝返りができるようになり、
今ではハイハイしたり、立ってみたり、いたずら
も一人前になりました。暖かくなったら大好きな
お兄ちゃんとお外にデビューします。



まさや
上杉将矢ちゃん

平成10年4月24日生まれ(上新町)
彰さん・小百合さん長男

ボク、将矢です。つたい歩きで動き回ってます。
犬のモモと遊びたいけど、すぐ逃げられちゃうんだ。
きっとテレてるのかな。(マーくんは私の毛をひ
っぱるから怖いんだワンツ モモ)

ふ
じ
の
山
伊藤希里子



4年
伊藤希里子さん

ふ
じ
の
山
杉渕このみ



4年
杉渕このみさん

ふ
じ
の
山
伊藤翔太



4年
伊藤 翔太さん

よ
い
こ
まつあかひとみ



2年
松岡 瞳さん

よ
い
こ
はたやまありさ



2年
畑山愛里沙さん

町民ギャラリー

阿仁合小学校編

自然と歴史の探検隊募集

自分の手で、地域の文化財を紹介する案内板やカード、イラストマップなどを作ってみませんか。

北鹿地区ふれあう自然と歴史のさと実行委員会では、平成11年度から12年度の2カ年事業として、北鹿地区の文化財を紹介する案内板やカードなどを、町民の皆様と一緒に作成することにいたしました。

つきましては、下記の内容で参加者を募集いたしますので、多数の応募をお待ちしています。

あなたのアイデアで、貴重な地域遺産を活かしましょう！

記

1. 組織名 北鹿地区自然と歴史の探検隊
2. 募集人員 各市町村7名程度
3. 募集対象 中学生以上どなたでも
4. 委嘱期間 平成11年4月から平成13年3月末まで（2カ年）
5. 活動内容
 - 1) 文化財案内板、文化財カード、文化財イラストマップの作成
 - 2) シンポジウム、文化財学習会への参加
 - 3) その他、ふれあい事業の推進にかかわること
6. 報酬等 ボランティア活動の一環ですので、報酬はありません。ただし、交通費は予算内でお支払いします。
7. 会議 月1～2回の企画会議と、年3回程度のワークショップ（勉強会）を開催します。また、文化財の実地研修や北鹿他市町村の探検隊と合同研修などを行い、交流を図ります。
8. 申込み 4月16日（金）までに、阿仁町教育委員会へ電話でお申し込みください。（82-2133）

北鹿地区 ふれあう自然と歴史のさと事業

文化庁と秋田県教育委員会が平成10年度から3カ年事業として北鹿10市町村の教育委員会に委託したもので、地域が主体となって複数の文化財の複合的な活用を行い、地域住民や訪問者の地域理解と文化財理解を深めるため、いろいろな研究事業に取り組んでおります。

お知らせ

平成11年度前期技能検定試験

1. 受検申請受付
平成11年4月5日（月）から4月19日（月）まで。
秋田県職業能力開発協会・県内各地域の技能センター等で受け付けます。
なお、受検申請書も同所で交付（無料）します。
2. 試験の実施
実施試験及び学科試験を平成11年6月7日（月）から平成11年9月5日（日）までの別途指定する日に県内各地域で実施します。
3. 実施職種
1級及び2級については40職種70作業、単一等級については5職種6作業、3級については9職種17作業。
【問い合わせ先】
秋田県職業能力開発協会
〒010-1601
秋田市向浜一丁目2-1
TEL. 018-862-3510 FAX. 018-824-2502
または、お近くの技能センターにお問い合わせください。

町営住宅入居者募集

- 東裏簡平住宅 1号、5号、6号
収入額200,000円までの方に入居資格があります。ただし、高齢者や障害者の方は268,000円までとなります。（収入は控除後の月割額です）
- 家賃（1カ月3,600円～6,000円）
入居者（同居者）の収入に応じた家賃となります。又、扶養親族の人数、団地の場所、建設されてからの経過年数などによって家賃が変わってきます。
- 敷金
入居時に家賃3カ月分の敷金が必要になります。
- 申込方法（提出書類）
 - ・町営住宅入居申込書（建設課にあります）
 - ・所得証明書
 - ・住民票
- 申込先 建設課 ☎82-2115
- 締切 4月15日（木）

国家公務員採用試験

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験の募集を行います。

試験名	受付期間（最終日消印有効） 〔 〕 内は申込用紙配布開始日	第1次試験日
I種試験（大学卒業程度）	4月2日（金） ～5月13日（木） 郵送受付：4月2日（金）～5月13日（木） 窓口受付：5月6日（木）～5月13日（木）	6月13日（日）
II種試験（大学卒業程度）	〔3月23日（火）〕	7月4日（日）
III種試験（高校卒業程度）	6月23日（水） ～6月30日（水） 〔5月17日（月）〕	9月5日（日）

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

人事院東北事務局 第二課 試験係

TEL (022) 221-2022

平成11年度秋田県職員採用試験

試験名	受験案内・申込書の配布開始日	受付期間	第1次試験
上級試験 (大学卒業程度)	5月18日(火)	5月24日(月) 6月4日(金)	6月27日(日)
上級試験 (職務経験者採用) (大学卒業程度)	7月23日(金)	9月20日(月) 10月1日(金)	10月24日(日)
中級試験 (短期大学・高等専門学校卒業程度)	7月6日(火)	8月16日(月) 8月27日(金)	9月26日(日)
初級試験 (高校卒業程度)	7月6日(火)	8月16日(月) 8月27日(金)	9月26日(日)
初級試験 (身体障害者採用) (高校卒業程度)	7月23日(金)	9月20日(月) 10月1日(金)	10月24日(日)
警察官A試験 (大学卒業程度)	5月18日(火)	5月24日(月) 6月11日(金)	7月11日(日)
女性警察官A試験 (大学卒業程度)	5月18日(火)	5月24日(月) 6月11日(金)	7月11日(日)
警察官B試験 (高校卒業程度)	7月6日(火)	7月26日(月) 8月27日(金)	9月19日(日)
女性警察官B試験 (高校卒業程度)	7月6日(火)	7月26日(月) 8月27日(金)	9月19日(日)

上級(職務経験者採用を含む)の第1次試験は東京でも受験できます。
(注) 1. 各試験の募集職種、採用予定人員、試験内容などの詳細については、それぞれの受験案内で確認してください。
2. 職種によっては、一定の資格・免許を必要とする場合があります。
3. 上記の日程は、都合により変更する場合があります。

【お問い合わせ先】

秋田県人事委員会事務局

〒010-0951 秋田市山王4丁目1-2 (秋田地方総合庁舎4階)
電話018(860)3253

研修バスの使用について

研修バスのご使用にあたっては、次の事項を留意のうえお申し込みください。

バスの使用は次の場合とします

- 町・県等が主催又は後援する事業及び行事に参加する関係者を輸送する場合で適当と認めたとき。
- 災害その他緊急のとき。
- その他町長が必要と認めたとき。

バスの使用手続きについて

◇バスを使用しようとする方は、災害発生時等緊急用務のために使用する場合を除き、使用の7日前までに使用許可申請書に所要事項を記載し、あらかじめ町長の許可を受けなければなりません。また、バスを使用する方は、必ず責任者を乗車させてください。

問い合わせ先

役場総務課財産管理係 ☎82-2111

固定資産課税台帳の縦覧

平成11年1月1日現在で価格を登録した固定資産課税台帳を、次の期間、縦覧に供します。

◎縦覧期間 4月1日～20日

ただし、土曜日と日曜日は除きます。

◎時 間 午前8時30分～午後5時まで

◎場 所 阿仁町役場財務課

※ 固定資産(土地、家屋)の所有者、又は同一家族の資産であれば家族の方は縦覧できます。

大館地域職業訓練センター

パソコン講座

講習会名	期 間	時 間	申込み受付	内 容	対象者
ワープロソフト 一太郎入門 (Ver.8)	4/12.14.16.19.21.23 月水金 [全6日間]	18:00～21:00	4/1～4/8	文字の入力方法から簡単な文書作成方法を学ぶ	パソコンワープロをこれから学ぼうとする方
表計算ソフト ロータス入門 (R5J)	5/24.26.28.31 6/2.4 月水金 [全6日間]	18:00～21:00	5/1～5/13	表計算・グラフ機能・データベース機能について学ぶ	表計算ソフトを初めて学ぼうとする方で日本語入力のできる方
表計算ソフト ロータス応用 (R5J)	6/9.11.14.16.18.21 月水金 [全6日間]	18:00～21:00	5/16～5/26	各種関数とマクロ関数について学ぶ	ロータス入門を修了された方、または同程度の方
オペレーティングシステム OS入門	6/28.30 7/2.5.7 月水金 [全5日間]	18:00～21:00	6/16～6/24	MS-DOS及びWINDOWS95の基礎を学び、各種ファイル管理に役立てる	パソコンに興味のある方で日本語入力のできる方
ワープロソフト Word入門	7/12.14.16.19.21.23 月水金 [全6日間]	18:00～21:00	7/1～7/8	文字の入力方法から簡単な文書作成方法を学ぶ	パソコンワープロをこれから学ぼうとする方

※受講料は各講座とも3,000円です。 ※定員は各講座とも18名です。

*お問い合わせ先 大館市有浦1丁目8番33号 TEL (0186) 43-5817
大館地域職業訓練センター FAX (0186) 43-5818

国保だより

平成11年4月1日から

老人保健法等の規定に基づき、 高齢者の患者さんの負担額が変わりました

○老人保健制度加入者の皆さんの診療に関する一部負担金の額が次のとおり変更になりました。

●外来の場合 1日につき500円→1日につき**530円**

ただし、同一の医療機関に1月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については無料となります。（薬剤に関する一部負担金はお支払いいただきます）

●入院の場合 1日につき1,100円→1日につき**1,200円**

※市町村民税非課税の世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している方については、1日につき500円に減額されます。

※市町村民税非課税の世帯に属する方等については、1月の負担上限が35,400円に減額されます。

○ なお、老人保健制度加入者の皆さんが外来又は在宅で薬剤の支給を受けた場合に、その種類などに応じて医療機関（院外処方せんが発行された場合には薬局）でお支払いいただいている一部負担金については、平成11年度の特例措置として、平成11年7月1日から国が患者さんに代わってお支払いする予定です。

※外来の一部負担金は、1日平均外来医療費の伸び率に応じて、また、入院の一部負担金は、法律の規定に基づいて、いずれも自動的に改定が行われるものです。

※患者さんが支払った一部負担金は、市町村から医療機関等に支払われる診療報酬から差し引かれるため、一部負担金の変更によって医療機関等の収入が変わるものではありません。

※入院の一部負担金の減額を受ける場合、町長の発行する認定証を健康手帳に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

※詳しくは、役場住民環境課老人医療担当までお問い合わせください。

TEL 82-2111（内線20番）

国民年金だより

保険料は忘れずに

国民年金の保険料は、性別、年齢、所得に関係なく一律に、20歳から60歳になるまでの40年間、納めなければいけません。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納める必要があります。

平成11年度

定額	13,300円
定額+付加	13,700円

*前納制度もご利用ください

保険料は前納することができます。4月中に前納すると保険料が割引されます。

【免除制度】

長い人生の間には、経済的な理由などから、どうしても保険料を納められないときもあらうかと思われます。だからといって、保険料を未納のままにしておきますと、将来、年金を受けられなくなる場合があります。保険料の納付が困難な場合には、免除制度がありますので国民年金担当までご相談ください。

また、平成10年度に免除を受けていた方で、今年度も免除を希望される場合も、申請の手続きが必要になりますのでご注意ください。

保健婦だより

ふきのとうの佃煮

春を告げるふきのとうが芽を出しはじめています。

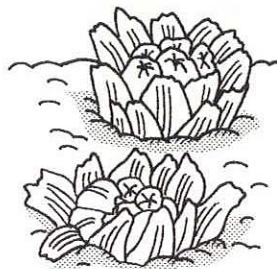
たんぽぽ、よもぎ、よめななどもいきいきと顔を出します。

このような野草は、肥料をやらない土の中で勢よくふえ広がり、その生命力のすさまじさは栽培野菜の比ではありません。この生命力を食べ、身体を丈夫にしましょう。野草は、健康づくりには大切なミネラル・ビタミンの宝庫なのです。

ふきのとうは、肝臓、胃腸に薬効があり、胃腸の働きをよくし、毒だしの手助けをしてくれます。春にふきのとうを食べると、その年は大病をしないとさえいう地方があります。

野草を採取するときは、農薬を多く使っている田畑のそばや排気ガスなどを多く出す道路端などをさけ、家の空き地や野原、林などを選びましょう。

材料 ふきのとう 300グラム
しょうゆ カップ3/4
黒砂糖 少々
ごま油 少々



作り方

ふきのとうは、出はじめの花の開かないところがおいしいです。

これをそのまま洗って、ごま油でさっと炒めてから、しょうゆとかくし味の黒砂糖少々を入れ、ごく弱火にかけ、ふたをして煮ます。時々鍋をゆすって混ぜながら、時間をかけてほとんど汁が煮詰まってしまうまで煮ます。

かくし味に黒砂糖を少々使いますが、まったく入れなくてもかまいません。

乳児健康診査

日時 4月15日(木)
受付12時30分～13時
場所 保健・福祉センター
対象児 10年3・4・6・7・9・10・12月生
11年1月生

妊婦教室

日時 4月20日(火)
13時30分～15時30分
場所 阿仁町立病院

予防接種(集団接種)

◎ポリオ
4月22日(木) 午後4時～4時30分
対象児 生後3カ月以上で、まだポリオを受けていない乳幼児。
会場・申込先 阿仁町立病院(電話可)
☎82-2351

献血日程

・全血献血(200ml, 400ml)
日時 4月21日(水)
支所(環境改善センター)前
10:20～11:30
阿仁かざはり苑前 12:00～13:00
阿仁町役場前 14:00～15:30
阿仁町農協前 15:40～16:30
健康な皆様からの献血をお待ちしております。

町のうごき

人口 4,745 (－7)
男 2,233 (－3)
女 2,512 (－4)
世帯 1,743 (±0)
※平成11年2月末現在
()は前月比

事故・違反・飲酒運転のない街に!

2月 中の 飲酒 運 転 違 反	酒酔い0件 (累 計 0)	飲酒運 転 無違反順位
	酒気帯び0件 (累 計 0)	
死亡事故 0件	1 位	
秋田県 69市町村中(2月末現在)		

※掲載を希望しない方は、
受付け時にお申し出下
さい。

柳谷キクノ(76)小 淵
中嶋 キン(87)笑 内
柴田 宮治(93)戸 鳥内
鈴木チタヨ(89)打 当
鈴木 重蔵(85)打 当

■おくやみ申しあげます

川村 祐生(幸博・長男)
根子



こんにちは、赤ちゃん

(20日までの受付分)

慶弔だより

善 意

◎広報送付の謝礼

千葉県柏市の福嶋幹子さん

◎社会福祉協議会へ
(香典返し)

柴田 光顕さん(戸鳥内)
(亡父・宮治さん)

湊 禮さん(荒瀬)
(亡母・ツヤさん)

鈴木 兼雄さん(打当)
(亡母・チタヨさん)

(寄付金)

小林 伸年さん(小様)

小林 範仁さん(小様)

◎養護老人ホームに慰問寄贈

阿仁町婦人会の皆さんが歌
と踊りを披露

真木沢鉦山の長嶋弘子さん
から果物をいただきました。

平成10年度

生涯学習のつどい

生涯学習の すすめ

平成十一年三月十四日

阿仁町ふるさと文化センター

講演

「生涯学習都市・八潮市のまちづくり」

講師 浜田 章氏

「八ヶ岳倶楽部・森と暮らす・森に学ぶ」

講師 俳優 柳生 博氏



平成十年度『阿仁町生涯学習推進のつどい』が、三月十四日にふるさと文化センターで行われました。

最初に行われた基調講演では、阿仁町生涯学習推進協議会会長の浜田章氏から「生涯学習都市・八潮市のまちづくり」と題した講演をしていただきました。

講演の中で、浜田先生は、生涯学習とは、十人十色でいろいろあるが、人生八十年を楽しく生きる為の最も新しい方法であるとお話しになり、生涯学習をつうじて、心の豊かさを持ちましようと呼びかけました。

また、生涯学習を軸としたま



ちづくりをおこなっている八潮市を紹介していただきました。続いて行われました、講演では俳優の柳生博氏の八ヶ岳倶楽部「森と暮らす、森に学ぶ」と題した講演をしていただきました。

柳生先生はテレビ番組の取材で訪ねた、なかなか観光等ではいくことの出来ない国々の生きものと自然のお話を聞いて自分の町の良さを知ってもらいたいとお話しになりました。

また、現在住んでいる山梨県の八ヶ岳のお話、日本の田んぼの果す役割のすばらしさ、大切さのお話、自分の生まれた柳生家のお話などのたくさんのお



話をしていただきました。

お忙しいスケジュールにもかかわらず、講演後一人一人にサインをしてくれるなど、柳生氏の人柄の良さがよくわかりました。

当日は三百名近い参加者があつまり、生涯学習の大切さをあらためて学びました。



どやぐ会

独居老人宅雪よせボランティア

どやぐ会による雪よせボランティアが行われました。
 今年は、雪が多く大変な冬でしたので三月になってもまだ家が雪でおおわれている状況でした。

当日は、町の行事とかさなり、残念ながら参加者が少なく、二件のお宅しか出来ませんでした。が、今後もどやぐ会では、ボランティア活動をがんばってまいります。



ちびっこ公民館

クッキングスクール

○平成十一年三月二十五日

大阿仁小学校

○平成十一年三月二十九日

保健福祉センター

講師はあつぷる会の皆さん

今回の『ちびっこクッキング

スクール』は、和菓子づくりと、

茶道教室です。

和菓子づくりでは、桜もちを作り、そのあと本格的な茶道に

挑戦！みんなでお茶と和菓子を

楽しみました。



▲けっこうなお点前で！！

▲うす～くのばして！！

困っていませんか？

友だちのこと、学習や進学のこと、
 なんでも相談にのります。
 どんなことでも気軽に相談下さい。



近頃、子どもたちと話をしていますか。
 [子どもと話そう] 全国キャンペーン

82-2138

(阿仁町教育ふれあい電話)

留守番電話のときは、名前だけでも入れておいてください

1999
4月
April

生涯学習 Calendar

～学び続ける喜び…心のふれあいを求めて～

日	曜日	町の行事	公民館自主グループ活動
4/5	月	小中学校入学式	
6	火	もろび大学開講式 保育所入園式	コーラス19:30～
7	水	民生委員協議会通常総会	民謡19:30～
8	木	秋田県議会議員一般選挙 不在者投票 4月2日～4月10日 午前8時30分～午後8時まで 会場 選挙管理委員会室 (山村開発センター内)	大正琴19:30～ 詩吟13:30～ ソシアルダンス10:00～
9	金		ダンスサークル19:30～
10	土		手芸10:00～ 書道19:30～
11	日	秋田県議会議員一般選挙投票日	
12	月	科学の子 頭を使え 手を使え 科学技術週間 4月12～18日<科学技術庁> 	
13	火		新日本舞踊18:30～ コーラス19:30～
14	水		俳句19:30～
15	木	阿仁町教育研究所所員総会	
16	金		ダンスサークル19:30～
17	土		
18	日	発明の日	囲碁・将棋忙中会13:00～
19	月		
20	火	通信記念日	コーラス19:30～
21	水		民謡19:30～
22	木		大正琴19:30～ ソシアルダンス10:00～
23	金	広報からのお知らせ 広報では皆様の作品や記事などを募集しています。 ギャラリーのコーナーに掲載する写真、習字、絵、イラスト、短歌、俳句、川柳など、どしどしお寄せください。 身近な情報やホットな話題、自主活動、地域の行事、また取り上げて欲しい記事や、ご意見、ご感想などもお寄せください。 総務課文書情報係 ☎82-2111	ダンスサークル19:30～
24	土		手芸10:00～ 書道19:30～
25	日		
26	月		
27	火		新日本舞踊18:30～ コーラス19:30～
28	水		俳句19:30～
29	木	熊牧場、遊々ガーデンオープン みどりの日	
30	金		
5/1	土	メーカーデー メーカー	
2	日		
3	月	憲法記念日	
4	火	法定休日	コーラス19:30～

屋内スポーツ活動案内

月・木 バドミントン練習日 (大阿仁小体育館) 19:00～
火・木 バレーボール練習日 (町民体育館) 19:00～
火・金 バスケットボール練習日 (町民体育館) 19:00～
第2土曜日 若竹スポ少剣道練習日 (町民体育館) 18:30～

全町あいさつ運動 (阿仁町教育研究所)

町の小、中学校では今年も「あいさつ運動」に取り組んでおります。この度、平成10年度の「全町あいさつ運動」の標語12点が決まりました。

あいさつは「心の鏡」とも言われております。町民みんなで明るいあいさつ運動を盛りあげましょう。

あいさつのキャッチボール

朝のあいさつ一言で 心のとびらに光さす
阿仁合小学校 6年 山田 慎二